

甲府市公共事業評価委員会評価資料
学校施設環境改善交付金
事後評価

令和6年11月11日

甲府市教育部教育総室教育施設課

学校施設環境改善交付金交付要綱

〔平成 23 年 4 月 1 日 23 文科施第 3 号〕
文部科学大臣裁定

(最終改正 令和 6 年 3 月 29 日 5 文科施第 971 号)

第 1 通則

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和 33 年法律第 81 号。以下「法」という。）第 12 条第 1 項の規定に基づく交付金の交付に関しては、法、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行規則（昭和 33 年文部省令第 21 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）その他関係法令等に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

第 2 定義

1 学校施設環境改善交付金

地方公共団体が作成した法第 12 条第 2 項に規定する施設整備計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるため、同条第 1 項の規定により国が交付する交付金をいう。

2 交付対象事業

施設整備計画に基づき実施される別表 1 又は別表 2 に掲げる事業（他の法律又は予算制度に基づく国の負担又は補助を得て実施するものを除く。）をいう。

第 3 施設整備計画

1 地方公共団体は学校施設環境改善交付金の交付を受けようとするときは、公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針（平成 18 年文部科学省告示第 61 号）及び公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本計画（平成 18 年文部科学省告示第 62 号）に基づき、次に掲げる事項を記載した施設整備計画を作成し、当該施設整備計画を文部科学大臣（市町村（特別区を含む。以下同じ。）にあっては、当該市町村の属する都道府県の教育委員会を経由して、文部科学大臣）に提出しなければならない。

- ・施設整備計画の目標
- ・交付対象事業の事業区分
- ・計画期間
- ・施設整備計画の名称
- ・施設整備計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項
- ・交付対象事業に係る学校等の名称
- ・交付対象事業ごとの整備面積
- ・交付対象事業ごとの概算事業費
- ・交付対象事業に係る学校等についての整備方針
- ・その他必要な事項

2 前項の規定は、施設整備計画を変更する場合に準用する。

第 4 交付対象者

学校施設環境改善交付金の交付対象者は、地方公共団体とする。

第 5 交付期間

学校施設環境改善交付金を交付する期間は、施設整備計画に記載された交付対象事業が学校施設環境改善交付金を受けて実施される年度から当該施設整備計画の終了する年度までとする。

第 6 交付金額の算定

1 地方公共団体ごとの交付

学校施設環境改善交付金は、地方公共団体ごとに交付するものとする。

2 年度単位の交付

複数年度にわたる施設整備計画に係る学校施設環境改善交付金の交付については、施設整備計画に記載された個々の事業の着工時期に応じ、年度ごとに交付するものとする。

3 算定方法

学校施設環境改善交付金は、施設整備計画に記載された事業（交付対象事業に限る。）につき、別表 1 又は別表 2 に定める算定方法により事業ごとに算出した配分基礎額に算定割合を乗じた額と事業に要する経費の額に算定割合を乗じた額とを比較して少ない方の額の総和に事務費を加えた額を予算の範囲内で交付することとし、具体的には次の式により算定するものとする。

$$A = \left[(a_1 \text{ 又は } b_1) + (a_2 \text{ 又は } b_2) + (a_3 \text{ 又は } b_3) \cdots \right] + \text{事務費}$$

単年度における交付限度額・・・A

交付対象経費・・・a（別表 1 又は別表 2 により事業ごとに算出した配分基礎額に算定割合を乗じた額）と b（事業に要する経費の額に算定割合を乗じた額）とを比較して少ない方の額の総和

4 学級数に応ずる必要面積及び児童又は生徒 1 人当たりの基準面積等

別表 1 又は別表 2 の定めるところにより配分基礎額を算定する場合の学級数に応ずる必要面積及び児童又は生徒 1 人当たりの基準面積その他建物の基準面積については、公立学校施設費国庫負担等に関する関係法令等の運用細目（平成 18 年 7 月 13 日付け 18 文科施第 188 号文部科学大臣裁定。以下「運用細目」という。）によるものとする。

5 1 平方メートル当たりの建築単価等

別表 1 又は別表 2 の定めるところにより配分基礎額を算定する場合の 1 平方メートル当たりの建築の単価等は別途通知する。

6 経費の種目

別表 1 及び別表 2 に定める対象となる経費は、その種目が本工事費及び附帯工事費（買収その他これに準ずる方法による取得の場合にあっては買収費とする。）であるものとする。

7 事務費（第 7 に定める事務費を除く。）

事務費は算定した交付対象経費に 100 分の 1 を乗じて算定する。

第 7 都道府県への事務費の交付

都道府県の教育委員会が交付の実施に関する事務を行うために必要な経費については、法第 10 条の規定を準用する。

第 8 施設整備計画の事後評価

1 地方公共団体は、計画期間の終了時に施設整備計画の目標の達成状況等について評価を行い、これを公表するとともに、文部科学大臣（市町村にあっては、当該市町村の属する都道府県の教育委員会を経由して文部科学大臣）に報告しなければならない。

2 文部科学大臣は、前項に基づく報告を受けたときは、地方公共団体に対し、必要な助言をすることができる。

第 9 その他

この要綱に定めるもののほか、学校施設環境改善交付金の交付に関し必要な事項は運用細目で定める。

附 則

この要綱の規定は、平成 23 年度以降の年度の予算に係る国の交付金の交付について適用し、平成 22 年度以前の年度の歳出予算に係る国の交付金の交付で平成 23 年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお、従前の例による。

附 則（平成 24 年 4 月 6 日）

この要綱の規定は、平成 24 年度以降の年度の予算に係る国の交付金の交付について適用し、平成 23 年度以前の年度の歳出予算に係る国の交付金の交付で平成 24 年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお、従前の例による。

附 則（平成 25 年 2 月 26 日）

この要綱の規定は、平成 24 年度補正予算（第 1 号）以降の予算に係る国の交付金の交付について適用し、平成 24 年度東日本大震災復興特別会計予備費（平成 24 年 11 月 30 日閣議決定）以前の予算に係る国の交付金の交付については、なお、従前の例による。

附 則（平成 25 年 5 月 15 日）

この要綱の規定は、平成 25 年度以降の年度の予算に係る国の交付金の交付について適用し、平成 24 年度以前の年度の歳出予算に係る国の交付金の交付で平成 25 年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお、従前の例による。

附 則（平成 26 年 4 月 1 日）

この要綱の規定は、平成 26 年度以降の年度の予算に係る国の交付金の交付について適用し、平成 25 年度以前の年度の歳出予算に係る国の交付金の交付で平成 26 年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお、従前の例による。

附 則（平成 27 年 4 月 10 日）

この要綱の規定は、平成 27 年度以降の年度の予算に係る国の交付金の交付について適用し、平成 26 年度以前の年度の歳出予算に係る国の交付金の交付で平成 27 年度以降の年度に繰り越されたものについては、別表 1 の 9 の項を除き、なお、従前の例による。

附 則（平成 28 年 4 月 1 日）

この要綱の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 28 年 10 月 31 日）

この要綱の規定は、平成 28 年度補正予算（第 2 号）以降の予算に係る国の交付金の交付について適用し、平成 28 年度当初予算以前の予算に係る国の交付金の交付については、なお、従前の例による。

附 則（平成 29 年 4 月 1 日）

この要綱の規定は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。ただし、別表 1 の 22 及び 23 の項に係る規定については、平成 28 年度以前の年度の予算に係る国の交付金において共同調理場として交付を受けた事業に引き続く当該共同調理場に係る事業に対する平成 29 年度以降の年度の予算に係る国の交付金の交付は、なお、従前の例による。

附 則（平成 30 年 4 月 1 日）

この要綱の規定は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 31 年 4 月 25 日）

この要綱の規定は、平成 31 年度以降の年度の予算に係る国の交付金の交付について適用し、平成 30 年度以前の年度の歳出予算に係る国の交付金の交付で平成 31 年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお、従前の例による。

附 則（令和 2 年 1 月 17 日）

この要綱の規定は、令和元年度補正予算（第 1 号）以降の予算に係る国の交付金の交付について適用し、令和元年度当初予算以前の予算に係る国の交付金の交付については、なお、従前の例による。

附 則（令和 2 年 4 月 1 日）

- 1 この要綱の規定は、次項に定めるものを除き、令和 2 年度以降の年度の予算に係る国の交付金の交付について適用し、令和元年度以前の年度の歳出予算に係る国の交付金の交付で令和元年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお、従前の例による。
- 2 別表 1 の 29 の項に係る規定は、令和元年度補正予算（第 1 号）以降の予算に係る国の交付金の交付について適用し、令和元年度当初予算以前の予算に係る国の交付金の交付については、なお、従前の例による。

附 則（令和 3 年 2 月 5 日）

この要綱の規定は、令和 2 年度補正予算（第 3 号）以降の予算に係る国の交付金の交付について適用し、令和 2 年度補正予算（第 1 号）以前の予算に係る国の交付金の交付については、なお従前の例による。

附 則（令和 3 年 4 月 9 日）

この要綱の規定は、令和 3 年度以降の年度の予算に係る国の交付金の交付について適用し、令和 2 年度以前の年度の歳出予算に係る国の交付金の交付で令和 3 年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附 則（令和 4 年 4 月 1 日）

この要綱の規定は、交付の決定の日が令和 4 年 4 月 1 日以降であるものに適用し、交付の決定の日が令和 4 年 3 月 31 日以前であるものについては、なお従前の例による。

附 則（令和 4 年 6 月 17 日）

この要綱の規定は、交付の決定の日が令和 4 年 6 月 17 日以降であるものに適用し、交付の決定の日が令和 4 年 6 月 16 日以前であるものについては、なお従前の例による。

附 則（令和 4 年 12 月 2 日）

この要綱の規定は、令和 4 年度補正予算（第 2 号）以降の予算に係る国の交付金の交付について適用し、令和 4 年度当初予算以前の予算に係る国の交付金の交付については、なお従前の例による。

附 則（令和 5 年 4 月 1 日）

この要綱の規定は、交付の決定の日が令和 5 年 4 月 1 日以降であるものに適用し、交付の決定の日が令和 5 年 3 月 31 日以前であるものについては、なお従前の例による。

附 則（令和 5 年 11 月 29 日）

この要綱の規定は、令和 5 年度補正予算（第 1 号）以降の予算に係る国の交付金の交付について適用し、令和 5 年度当初予算以前の予算に係る国の交付金の交付については、なお従前の例による。

附 則（令和 6 年 3 月 29 日）

この要綱の規定は、交付の決定の日が令和 6 年 4 月 1 日以降であるものに適用し、交付の決定の日が令和 6 年 3 月 31 日以前であるものについては、なお従前の例による。

(様式1)

教発第1984号

令和4年1月24日

文部科学大臣 殿

甲府市長 樋口 雄一
(公 印 省 略)

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第12条第4項に基づき、
下記のとおり施設整備計画を提出します。

記

1. 施設整備計画の名称

甲府市公立学校等施設整備計画

2. 計画期間

令和3年度～令和5年度(3年間)

(担当)

教育部教育総室教育施設課

住所：山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号

担当者名：丸登 健史

電話番号：055-237-5862

メールアドレス：tm6wfa@city.kofu.lg.jp

(様式2)

3. 施設整備計画の目標

(1) 老朽化対策を図る整備

--

(2) 新時代の学びを支える安全・安心な教育環境の確保を図る整備

--

(3) 教室不足の解消等を図る整備

--

(4) 教育環境の質的な向上を図る整備

○校舎のトイレについて、衛生面における環境の向上、また、災害時の防災機能向上のため、床を湿式から乾式、便器を和式から洋式へ改修を行なう。
○校舎について、老朽化が進んでいることから大規模改造(老朽)を行う。
○グラウンドについて、水はけ、砂埃対策等の機能改善による屋外教育環境の向上を図るため、暗渠排水及び表面舗装の整備を行う。

(5) 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備

--

4. 域内の義務教育諸学校等施設の整備状況

(1) 現在の学校等の整備状況

学校等		学校等
小学校		27 校
中学校		13 校
義務教育学校		0 校
中等教育学校(前期課程)		0 校
特別支援学校(小学部及び中学部)		0 校
幼稚園等(特別支援学校の幼稚部を含む。)		0 園
幼保連携型認定こども園		0 園
高等学校等(特別支援学校の高等部及び中等教育学校の後期課程を含む。)		1 校
教員及び職員のための住宅		0 戸
学校給食施設	単独校調理場	19 箇所
	共同調理場	0 箇所
スポーツ施設	学校水泳プール	37 箇所
	学校武道場	12 箇所
	社会体育施設	0 箇所

(2) 整備に関する計画の策定状況

計画名	策定の有無	策定年月日
個別施設計画※1	有り	令和3年3月
国土強靱化地域計画※2	有り	令和3年3月

※1 インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月29日)に基づく、個別施設毎の長寿命化計画

※2 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)

5. 施設整備計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

○計画期間経過後に目標の達成度合いを計測し、評価結果等を市ホームページ等で公表する。

(様式3)

6. 施設整備計画の目標を達成するために必要な改築等事業に関する事項(学校ごと)

[illegible]

(様式1)

教発第2086号

令和5年1月23日

文部科学大臣 殿

甲府市長 樋口 雄一
(公 印 省 略)

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第12条第4項に基づき、
下記のとおり施設整備計画を変更したので提出します。

記

1. 施設整備計画の名称

甲府市公立学校等施設整備計画

2. 計画期間

令和3年度～令和5年度(3年間)

(担当)

教育部教育総室教育施設課

住所：山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号

担当者名：丸登 健史

電話番号：055-237-5862

メールアドレス：tm6wfa@city.kofu.lg.jp

(様式2)

3. 施設整備計画の目標

(1) 老朽化対策を図る整備

(2) 新時代の学びを支える安全・安心な教育環境の確保を図る整備

(3) 教室不足の解消等を図る整備

(4) 教育環境の質的な向上を図る整備

○校舎のトイレについて、衛生面における環境の向上、また、災害時の防災機能向上のため、床を湿式から乾式、便器を和式から洋式へ改修を行なう。

○校舎について、老朽化が進んでいることから大規模改造(老朽)を行う。

○グラウンドについて、水はけ、砂埃対策等の機能改善による屋外教育環境の向上を図るため、暗渠排水及び表面舗装の整備を行う。

(5) 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備

4. 域内の義務教育諸学校等施設の整備状況

(1) 現在の学校等の整備状況

学校等		学校等
小学校		27 校
中学校		13 校
義務教育学校		0 校
中等教育学校(前期課程)		0 校
特別支援学校(小学部及び中学部)		0 校
幼稚園等(特別支援学校の幼稚部を含む。)		0 園
幼保連携型認定こども園		0 園
高等学校等(特別支援学校の高等部及び中等教育学校の後期課程を含む。)		1 校
教員及び職員のための住宅		0 戸
学校給食施設	単独校調理場	19 箇所
	共同調理場	0 箇所
スポーツ施設	学校水泳プール	37 箇所
	学校武道場	12 箇所
	社会体育施設	0 箇所

(2) 整備に関する計画の策定状況

計画名	策定の有無	策定年月日
個別施設計画※1	有り	令和3年3月
国土強靱化地域計画※2	有り	令和3年3月

※1 インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月29日)に基づく、個別施設毎の長寿命化計画

※2 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)

5. 施設整備計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

○計画期間経過後に目標の達成度合いを計測し、評価結果等を市ホームページ等で公表する。

(様式3)

6. 施設整備計画の目標を達成するために必要な改築等事業に関する事項(学校ごと)

[illegible]

交付金対象事業一覧表

計画期間：令和３年度～令和５年度

事業名	学校名	事業概要	建物区分	構造区分	事業全体面積等	事業費(千円)	計画期間における各事業の予定年度	事業期間(契約～完了)	備考
大規模改造(老朽)	(小学校)								
	湯田小学校	屋上防水改修、外壁改修、内装改修一式	校舎	R	2,397㎡	185,430	R3年度補正予算(一般)	R4.6.6～R5.3.13	R3→R4繰越
	国母小学校	屋上防水改修、外壁改修、内装改修一式	校舎	R	2,402㎡	175,958	R3年度補正予算(一般)	R4.6.6～R5.3.13	R3→R4繰越
	新田小学校	屋上防水改修、外壁改修、内装改修一式	校舎	R	1,949㎡	148,390	R3年度補正予算(一般)	R4.6.6～R5.3.13	R3→R4繰越
	(中学校)								
	西中学校	屋上防水改修、外壁改修、内装改修一式	校舎	R	3,200㎡	197,459	R3年度補正予算(一般)	R4.6.6～R5.3.3	R3→R4繰越
大規模改造(トイレ)	(小学校)								
	大国小学校Ⅰ期	トイレ改修工事一式	校舎	R	126㎡	45,462	R3年度補正予算(強靱)	R4.6.6～R4.9.30	R3→R4繰越
	大国小学校Ⅱ期	トイレ改修工事一式	校舎	R	95㎡	33,605	R4年度第2次補正予算(強靱)	R5.6.9～R5.9.15	R4→R5繰越
	(中学校)								
	上条中学校Ⅰ期	トイレ改修工事一式	校舎	R	140㎡	41,082	R3年度補正予算(強靱)	R4.6.6～R4.9.16	R3→R4繰越
	上条中学校Ⅱ期	トイレ改修工事一式	校舎	R	54㎡	25,779	R4年度第2次補正予算(強靱)	R5.6.9～R5.9.15	R4→R5繰越
	北東中学校Ⅰ期	トイレ改修工事一式	校舎	R	47㎡	16,082	R4年度第2次補正予算(強靱)	R5.6.12～R5.9.15	R4→R5繰越
屋外教育環境	(小学校)								
	大里小学校	グラウンド改修工事 表面舗装、表面排水、 暗渠排水工事一式	—	—	10,798㎡	98,252	R4年度第2次補正予算(一般)	R5.8.14～R6.3.1	R4→R5繰越
	(中学校)								
	北中学校	グラウンド改修工事 表面舗装、表面排水、 暗渠排水工事一式	—	—	12,491㎡	115,242	R3年度補正予算(一般)	R4.8.17～R5.2.28	R3→R4繰越

(様式1)

教発第〇〇〇号

令和 年 月 日

文部科学大臣 殿

甲府市長 樋口 雄一

施設整備計画の事後評価について

学校施設環境改善交付金交付要綱第8に基づき、下記のとおり施設整備計画の目標の達成状況に係る評価（事後評価）の結果を報告します。

1. 施設整備計画の名称

甲府市公立学校等施設整備計画

2. 計画期間

令和3年度～令和5年度（3年間）

（担当）

教育部教育総室教育施設課

住所：山梨県甲府市丸の内1-18-1

電話：055-237-5862

(様式2)

3. 事後評価の実施

(1) 実施時期

当該施設整備計画に計上した全ての事業が完了した時点で事後評価を行う。

(2) 評価の方法

本市においては、公共事業評価委員会による評価制度を実施しており、令和3年度から令和5年度に「学校施設環境改善交付金」を受けて実施した事業について、この制度の中で事業評価を行っている。

なお、評価結果については、本市ホームページ上にて公表を行う。

4. 総合的な所見

5. 各目標の達成状況

(1) 公立の義務教育諸学校等施設の老朽化対策を図る整備

【目標の達成状況】 目標を達成した / 達成できなかった

【所見】

(2) 地震、津波等の災害に備えるための整備

【目標の達成状況】 目標を達成した / 達成できなかった

【所見】

(3) 防犯対策など安全性の確保を図る整備

【目標の達成状況】 目標を達成した / 達成できなかった

【所見】

(4) 教育環境の質的な向上を図る整備

【目標の達成状況】 目標を達成した / 達成できなかった

【所見】

・小学校3校、中学校1校の校舎について、外部及び内部の大規模改造工事を実施し、経年による建物の損耗や機能低下に対する回復措置を図ったことで、教育環境の改善や建物の耐久性を確保することができた。
・小学校1校、中学校2校の校舎について、トイレの全面的な改修工事を実施し、床の乾式化や照明、手洗い水栓のセンサー化など、衛生的な環境を確保することができた。
・小学校1校、中学校1校のグラウンド改修工事を実施し、適切な表面勾配や、表面排水・暗渠排水の確保ができた。

(5) 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備

【目標の達成状況】 目標を達成した / 達成できなかった

【所見】

6. 改築後の危険建物等のとりこわし状況

(様式3)

7. 事業ごとの実施状況

学校等の名称	目標	事業 区分	整備方針				事業完了 年月日	(実施しなかった場合) 未実施の理由・今後の対応予定等	備考 (改築事業は、旧施設の とりわし時期を明記)
			事業単位	建物 区分	構造 区分	全事業期間 (契約～完成)			
湯田小学校	(4)	06	大規模改造(老朽)	校	R	R4.6～R5.3	R5.3.13		
国母小学校	(4)	06	大規模改造(老朽)	校	R	R4.6～R5.3	R5.3.13		
新田小学校	(4)	06	大規模改造(老朽)	校	R	R4.6～R5.3	R5.3.13		
西中学校	(4)	06	大規模改造(老朽)	校	R	R4.6～R5.3	R5.3.3		
大国小学校	(4)	07	大規模改造(トイレ)	校	R	R4.6～R4.9	R4.9.30		
大国小学校	(4)	07	大規模改造(トイレ)	校	R	R5.6～R5.9	R5.9.15		
北東中学校	(4)	07	大規模改造(トイレ)	校	R	R5.6～R5.9	R5.9.15		
上条中学校	(4)	07	大規模改造(トイレ)	校	R	R4.6～R4.9	R4.9.16		
上条中学校	(4)	07	大規模改造(トイレ)	校	R	R5.6～R5.9	R5.9.15		
大里小学校	(4)	09	屋外教育環境	-	-	R5.8～R6.3	R6.3.1		
北中学校	(4)	09	屋外教育環境	-	-	R4.8～R5.2	R5.2.28		

令和4年度

湯田小学校校舎リニューアルⅡ期工事



校舎 北面

着工前



校舎 北面

着工前



校舎 北面

着工前

校舎 北面

完了



校舎 北面

完了



校舎 北面

完了





校舎 南東面

着工前



校舎 南面

着工前



校舎 南面

着工前

校舎 南東面

完了



校舎 南面

完了



校舎 南面

完了





校舎 南面

着工前



校舎 南面

着工前



校舎 南西面

着工前

校舎 南面

完了



校舎 南面

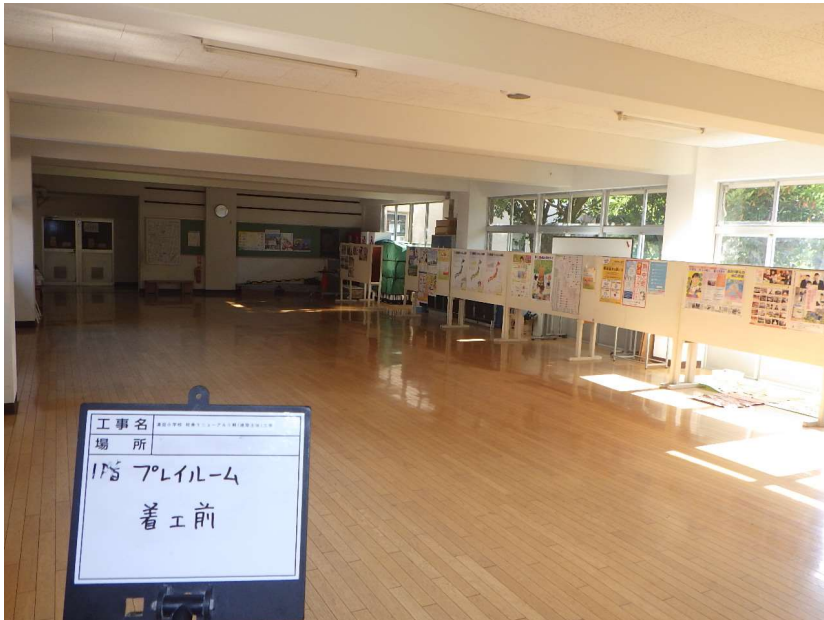
完了



校舎 南西面

完了





1階 プレイルーム

着工前



1階 プレイルーム

着工前



1階 プレイルーム

着工前

1階 プレイルーム

完了



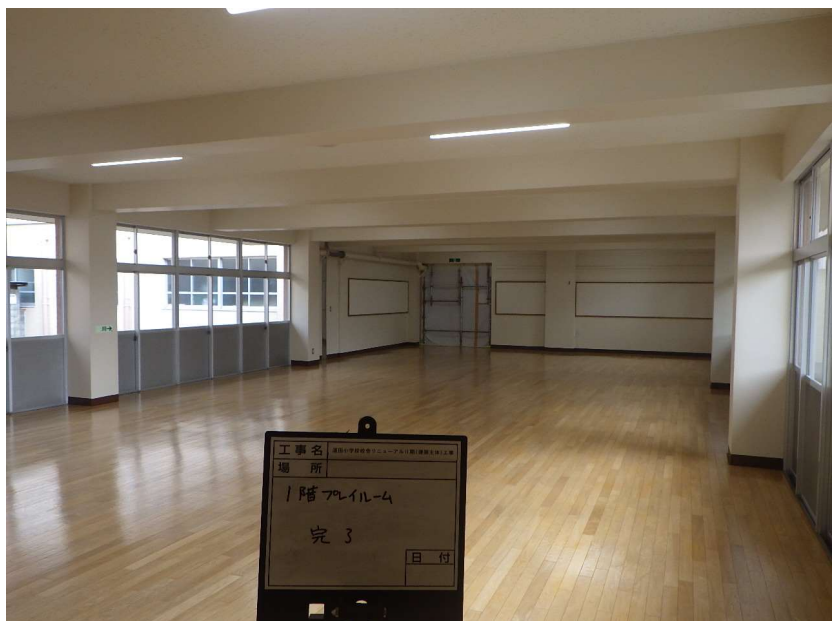
1階 プレイルーム

完了



1階 プレイルーム

完了





1階 理科室

着工前



1階 理科室

着工前



1階 理科室

着工前

1 階 理科室

完了



1 階 理科室

完了



1 階 理科室

完了





1 階 廊下

着工前



1 階 廊下

着工前



1 階 廊下

着工前

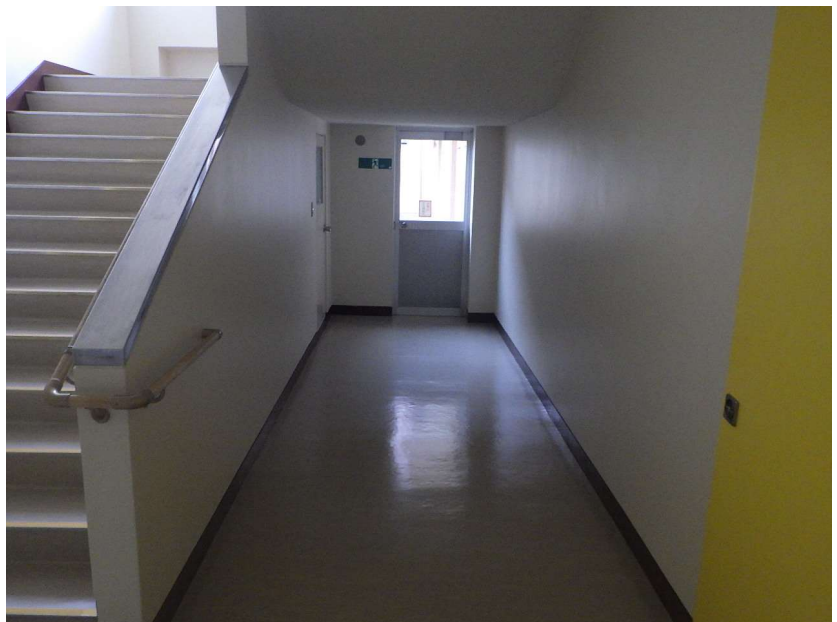
1階 廊下

完了



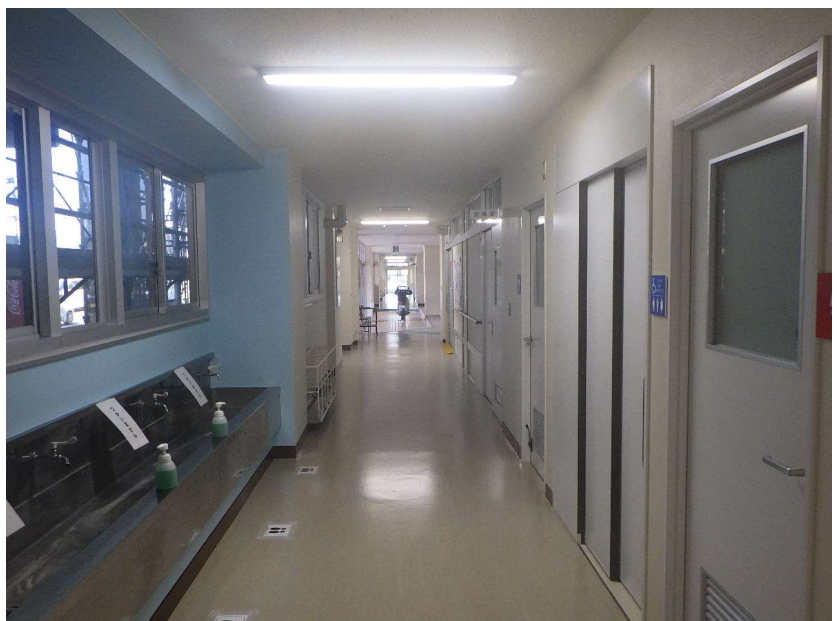
1階 廊下

完了



1階 廊下

完了





3階 3-1

着工前



3階 3-1

着工前



3階 3-1

着工前

3階 3-1

完了



3階 3-1

完了



3階 3-1

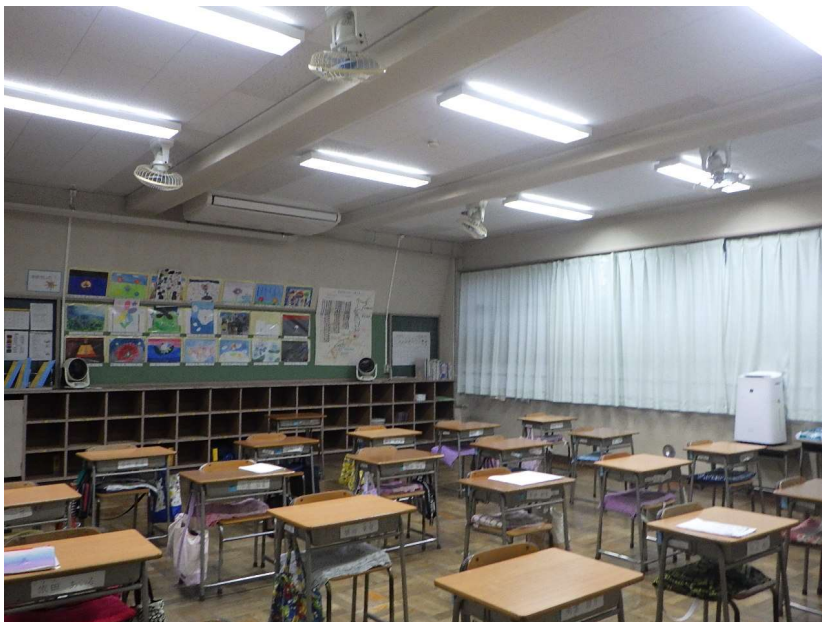
完了





3階 3-1

着工前



3階 4-1

着工前



3階 4-1

着工前

3階 3-1

完了



3階 4-1

完了



3階 4-1

完了





屋上

着工前



屋上

着工前



屋上

着工前

屋上

完了



屋上

完了



屋上

完了

